

令和8年度幡多広域市町村圏事務組合会計年度任用職員募集要項

令和8年4月以降に任用する職員を以下のとおり募集します。

※一般事務補助、クリーンセンター技能補助の募集については、応募者多数の為、勝手ながら令和8年1月16日（金）をもって終了とさせていただきます。

なお、消費生活相談員、一般事務補助（租税）については、引き続き募集いたします。

1 受付期間

令和8年1月5日（月）から1月30日（金）17時15分まで

2 任用

（1）身分

幡多広域市町村圏事務組合会計年度任用職員（一般職非常勤職員）

（2）任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※任用期間は業務によって必要とされる期間です。（最長1年）

※勤務成績等が良好な場合、再度任用されることがあります。

※任用された日から1か月は条件付採用期間となります。

（3）任用形態

①パートタイム勤務

1週間の勤務時間が35時間

（4）選考方法等

ア 選考方法

書類及び面接（個人または集団）の選考による。

イ 面接日

組合が別途指定する日

（5）募集職種

別紙募集一覧をご確認ください。

（6）申込みについて

必要書類を幡多広域市町村圏事務組合事務局又は租税債権管理機構まで持参もしくは郵送にて申し込みください。

3 応募資格

地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当しないこと。

（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（2）市町村職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加わった人

4 給与及び勤務条件等

(1) 給料及び報酬

給料及び報酬は、条件等に定めるところにより、支給されます。

(2) 各種手当

通勤手当、時間外勤務手当等、又はこれらに相当する報酬、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務条件

①休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始です。

②勤務時間等は、職種により異なります。

③休暇は、年次有給休暇等の各種休暇制度があります。

④法定の社会保険制度を適用します。また、労働災害補償保険又は組合の公務災害補償制度、地方公務員災害補償制度のいずれかを適用します。

5 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

※パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事制限（副業・兼業）は適用外ですが、事前に届出等が必要となります。

6 採用までの流れ

(1) 採用申請

次の提出書類を受付期間（1月30日）内に郵送（必着）又は持参してください。

〈提出書類〉

- ・履歴書（任意様式）※余白に応募職種を記入してください。
- ・その他、資格証明等必要な書類

(2) 選考

①選考方法

書類選考をし、面接試験を実施します。日程については、面接試験対象者毎にお知らせします。

(3) 採用

選考結果は、3月上旬までに通知します。

①合格者は、令和8年4月1日以降に任用されます。

②応募資格がないことが明らかになった場合や、虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

7 その他注意事項

- (1) この募集において提出された書類は、一切返却できません。
- (2) この募集において組合が収集した個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

8 問い合わせ及び申込書等提出先

※応募職種に応じて送付先が異なるためご注意ください。

(応募職種)

一般事務補助、クリーンセンター技能補助、消費生活相談員

〒787-0776

高知県四万十市上ノ土居 1544 番地

幡多広域市町村圏事務組合 事務局

電話：(0880) 31-2600／FAX：(0880) 31-2626

(応募職種)

一般事務補助（租税）

〒787-0028

高知県四万十市中村山手通 19 番地

幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構 採用担当

電話：(0880) 34-1301／FAX：(0880) 34-1322